

忠岡町イメージキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、忠岡町イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてキャラクターとは、忠岡町が著作権を有しているイメージキャラクターのデザイン（別図）とする。

2 キャクターのデザインの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）は、全て忠岡町に帰属する。

(使用承認の申請)

第3条 キャクターを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ忠岡町イメージキャラクター使用承認申請書（様式第1号、様式第1号の2、又は様式第1号の3）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 概要書（パンフレット等）その他の申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャクターの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 キャクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長への忠岡町イメージキャラクター使用申請書（様式第1号、様式第1号の2又は様式第1号の3）の提出は不要とする。

- (1) 町及び町職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 町内の学校等が教育の目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (4) その他町長が必要と認めたとき。

(使用承認基準)

第4条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、使用を承認するときは、忠岡町イメージキャラクター使用承認書（様式第2号）により、使用申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により承認する場合において、条件を付することができる。

3 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの使用を承認しないこととし、忠岡町イメージキャラクター使用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

- (1) 本町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (3) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合

- (5) 町の事業又は町が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (7) この使用要綱の規定に従わないおそれがある場合
- (8) その他承認することが不適当と認められる場合

(契約)

第5条 前条第1項によりキャラクターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、商品（販売を目的として製造する製品（パッケージを含む。）、景品（商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるもの）及び広告（商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するもの）等）に使用する場合は、町長と忠岡町イメージキャラクター使用契約（様式第4号）を締結しなければならない。

- 2 キャラクターの使用期間は、契約を締結した日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、必要に応じて使用期間を短縮することができる。
- 3 町長は、前項の使用期間が満了する日の1か月前までに使用者から契約の更新をする旨の申し入れがあった場合、第1項に規定する契約を従前と同一の条件で年度ごとに自動更新することができる。

(契約の解除等)

第6条 町長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の使用承認を取り消し、又は前条第1項の契約を解除することができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反した場合
 - (2) 使用者が第4条第2項の条件に違反した場合
 - (3) 第4条第3項各号のいずれかに該当することとなった場合
 - (4) その他町長が取り消し、又は解除することが適当と認めた場合
- 2 町長は、前項の規定による使用承認の取消し及び契約の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
- (2) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (3) 当該当該使用に係る物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うとともに、当該使用に係る商品等を原因とする事故に対しては、町長は一切の責任を負わないものとする。

(承認事項の変更)

第9条 使用者が使用承認の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ忠岡町イメージキ

キャラクター変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、変更を承認するときは忠岡町イメージキャラクター変更承認書（様式第6号）を、承認しないときは忠岡町イメージキャラクター変更不承認通知書（様式第7号）をそれぞれ交付するものとする。

3 変更が承認された場合は、必要に応じて第5条第1項の規定により締結した契約を変更するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第10条 使用者は、キャラクターを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

（損失補償等の責任）

第11条 町長は、キャラクターの使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

（補足）

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の忠岡町イメージキャラクターの使用に関する要綱（以下「旧要綱」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の忠岡町イメージキャラクターの使用に関する要綱（以下、「新要綱」という。）の様式により提出されたものとみなす。

3 この要綱の施行の際旧要綱様式第2号若しくは様式第6号の規定により交付されている承認書で効力を有するものは新要綱様式第2号若しくは様式第6号の規定により交付されたものと、旧要綱様式第4号の規定により締結している契約書で現に効力を有するものは新要綱様式第4号規定により締結したものとみなす。

4 旧要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。